

最高人民法院による
ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における
法律適用の問題についての回答（意見募集稿）

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院へ

このごろ、一部の地方高級人民法院はネットワーク関連の知的財産権侵害紛争における法律適用の問題について当院に指示を仰いだ。検討の上、以下の通り回答する。

一、知的財産権利者が、その権利が侵害されたとして保全を申し立て、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者に迅速な削除措置を講じるよう要請した場合、人民法院は法により審査し、速やかに裁定を行わなければならない。

二、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、知的財産権利者が法により発信した通知を受け取った後に、リンク削除、ブロック、解除等必要な措置を速やかに取らなかった場合、損害の拡大した部分についてネットワークユーザー又は電子商取引プラットフォーム内事業者と連帯して責任を負わなければならない。

三、知的財産権利者による削除要請通知の内容が、客観的事実とは一致しないものの、その証拠により主観的な過失がなかったことを証明した場合、人民法院は、それが誤った通知には当たらないと認定し、通知に起因する民事責任を負担しないこととしなければならない。

四、ネットワークユーザー、電子商取引プラットフォーム内事業者は、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者が転送した通知を受け取ると、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者に、侵害行為不存在の声明を提出することができる。声明を受けたネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、通知を出した知的財産権利者に当該声明を転送し、関連部門にクレームを申し立てるか又は人民法院に訴訟を提起することができる旨を告知しなければならない。ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、転送された声明が権利者に届いた後、合理的な期限内に権利者がクレームを申

出典：2020年6月10日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>

し立てたか又は訴訟を提起した旨の連絡を受け取らなかった場合、講じた措置を速やかに終了しなければならない。上述の声明には、侵害行為の不存在に関する初歩的な証拠及びネットワークユーザーの真実な個人情報が含まれない。

五、悪意のある声明を提出したことで、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者に措置を終了させたことにより、知的財産権利者の損害が拡大した場合、人民法院は知的財産権利者の請求に基づき、悪意のある声明者の損害拡大の部分に関する賠償責任を加重することができる。

六、本回答を行った時点で結審されていない事件に対しては、本回答を適用する。本回答を行った時点で結審されており、当事者が再審を申し立てたか、又は裁判監督手続に従って再審が決定された事件については、本回答を適用しない。

以上をもって回答とする。

最高人民法院

____年__月__日

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。